



《会計・税務の知識》“資本金の額”と“資本金等の額”

会計税務の用語として、“資本金の額”と“資本金等の額”という似たような言葉があります。言葉としては似てますが取扱う場面は異なりますので、それぞれのどのような場面で必要となる数値なのかについてご紹介します。

1. “資本金の額”と“資本金等の額”

“資本金の額”とは、株主等から出資を受けた金額のうち資本として繰り入れた金額です。資本金の額は、会社の資金調達の一種の成果でもあり、法定資本として登記することにより明示されるので、それは会社の規模感を表す指標にもなります。一方、“資本金等の額”は、法人税法上の概念であり、資本に組み入れていない金額も含めた株主等から出資を受けた金額のことです。

両方とも株主等から払い込まれたものであることは同じなのですが、資本金等の額の方が範囲としては広い概念です。

2. “資本金の額”で適用有無の判定

冒頭で記載の通り、“資本金の額”は会社の規模感を示すものであり、税務上もこの金額により会社の規模に応じて適用する優遇税制の有無を判定しています。具体的には資本金が1億円以下であることにより適用される優遇税制等ですが、主なものとして以下のようなものがあります。

- ① 法人税率22%（平成23年3月終了事業年度まで18%）の軽減
- ② 特定同族会社の留保金課税
- ③ 欠損金の繰戻し還付
- ④ 特別税額控除、特別償却
- ⑤ 少額減価償却資産の損金算入
- ⑥ 一括貸倒引当金の法定繰入率
- ⑦ 交際費等の定額控除限度額（年600万円）
- ⑧ 外形標準課税の適用判定

その他、以下のような項目でも“資本金の額”が判定基準となります。

- ・ 地方税における法人税割の税率（※1）
- ・ 事業税における超過税率、所得割の軽減税率不適用法人の判定

（※1）一部地方によっては、資本金等の額で税率を区分しているところもありますので、取扱いは各都道府県・市町村にご確認下さい。

また、資本金の額が1億円超であれば、税務署の所轄ではなく国税局の所轄となります。

3. “資本金等の額”で税額計算

“資本金の額”は優遇税制の適用可否の判定基準となりましたが、“資本金等の額”は税額計算に実際に影響する規定で関連してきます。

具体的には主に以下のようなものがあります。

- ① 寄附金の損金算入限度額計算
- ② 地方税均等割（※2）
- ③ 外形標準課税における資本割
（※2）地方税の取扱いは各都道府県・市町村にご確認下さい。

4. 無償減資に係る資本割特例

「3. “資本金等の額”で税額計算」において外形標準課税における資本割についても列挙しましたが、こちらについては特例があります。欠損填補のために無償減資等を行う場合に資本割の課税標準から控除することができます。本来的には無償減資をしても“資本金等の額”は変わらないのですが、欠損填補の際の税負担を軽減するために同規定があります。

この規定は、従前からある規定ではありましたが、平成22年3月31日までに開始した事業年度について適用となる時限立法でした。しかし、平成22年度税制改正において地方税本則において恒久化されることとなりました。

逆に、無償増資等した場合には新たにその金額を資本金等の額に加算し、資本割の計算に影響してくる規定が盛り込まれました。ただし、実際に無償増資を行うケースは少ないと想定されます。

5. 総括

このように、“資本金の額”は、税制の適用対象となるか、どの区分の税率が適用されるかといったような判断の対象となるものであり、税額計算に数値として影響してくる部分では厳密な払込資本となっている“資本金等の額”が利用されることとなります。ただし、地方税については地方税法で標準税率や制限税率があるものの、自治体により異なるところもありますので、各地方に支店があるような企業については注意が必要です。

（担当：k. yamada）